

研究開発税制等の在り方に関する研究会
中間取りまとめ

令和 7 年 8 月 29 日

1. はじめに

- 本研究会は、「産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～」(本年 4 月。以下、「イノベーション小委員会中間とりまとめ」。)で示された方向性を踏まえ、研究開発税制等の在り方について、本年 5 月の設置以降、合計 5 回にわたり、議論を重ねてきた。
- 「科学とビジネスの近接化」時代における「研究開発税制」、「イノベーション拠点(ボックス)税制」、「オープンイノベーション促進税制」、「外国組合員特例税制(PE 課税特例)」の検討の方向性については、本中間取りまとめに示した通りである。
- 今後の税制改正プロセス等において本中間取りまとめで示した方向性を踏まえた制度が構築されるとともに、税制以外の政策も適切に講じられることにより、我が国の科学技術・イノベーション環境の発展に繋がっていくことを期待する。
- なお、本中間取りまとめで示した方向性については現時点のものであり、今後の環境変化等を踏まえ、適時適切に、EBPM の観点も含め、検証が行われることを期待する。

2. 研究開発税制の在り方

- 将来の経済成長の礎となる企業の研究開発は、成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いものであり、市場原理に任せるだけでは十分な活動が行われない可能性がある。
- このため、1967 年に研究開発税制を創設して以後、時々々の状況を踏まえた見直しを行いながら、今日に至るまで措置を継続してきた。企業の設備投資や賃上げが約 30 年ぶりの高水準となるなど「潮目の変化」が起きている中、企業の研究開発投資や、企業の利潤が増加し、欠損法人が減少し、法人税の納付額が増加する中で、令和 5 年度の研究開発税制の適用額は、約 9,479 億円となり、過去最高となった。
- 法人税の租税特別措置の中で最大の減収額となっている研究開発税制に対しては、その必要性や有効性等に対し、様々な指摘があり、在るべき制度の構築に向け、イノベーション小委員会中間とりまとめ等を踏まえ、8 つの論点から議論を行った。

(1) 戦略分野を巡る論点

- 研究開発段階においては、これまで、基本的に、予算措置では重要分野を相対的に高いインセンティブで支援し、研究開発税制では分野を問わず民間の創意工夫を促すよ

うなインセンティブで後押しを行ってきた。

- 「科学とビジネスの近接化」の時代に入り、我が国においても、国家として重要な技術分野を特定し、政策リソースを重点投下し、研究開発を含めた一貫通貫支援を講じていくことが必要である。
- 研究開発税制に、既存の一般型等とは別に、「戦略技術領域」（仮称）を対象とする新類型（以下、新類型という。）を創設し、高控除率・別枠控除上限といったインセンティブ性を高めることにより、
 - ① 新規参入・異業種参入・汎用技術適用も含め、戦略技術領域への民間の研究開発投資を誘発し、重点投資を加速
 - ② 予見可能性を確保しつつ、戦略技術領域における民間企業による機動的な創意工夫の引出し
 - ③ 黒字化・利益増大努力のインセンティブといった効果が期待できるため、措置することが有効であると考えられる。
- CSTI は、第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間）の策定に向けて、我が国にとって戦略的に重要な技術領域を特定していくことを目的として、基本計画専門調査会の下に「重要技術領域検討ワーキンググループ」を設置して調査・検討等を開始していることから、戦略技術領域の特定に当たっては、CSTI の検討と良く連携すべきである。¹
- 一方で、重要技術領域の中には、税制措置よりも予算措置を講じる方が効果的であると考えられるものも含まれることから、新類型の対象とする領域の選定が必要になると考えられる。
- このため、新類型の対象とする戦略技術領域の選定に当たっては、研究開発税制に固有の考え方として、以下の観点や政策リソースの配分状況等も考慮し、総合的に検討を行うことが有効であると考えられる。
 - 観点 1：企業が研究開発を実施している領域又は実施すべき領域
 - 観点 2：税制インセンティブを強化することが特に有効であると考えられる領域
 - 2－1：市場を獲得する技術の勝ち筋が定まっていないなど、複数の市場参加者が切磋琢磨しているような領域
 - 2－2：付加価値の源泉や研究開発活動を劇的に変える（変え得る）汎用技術の適用について、複数の市場参加者が切磋琢磨しているような領域
 - 観点 3：国として税制以外の政策（予算・規制・標準化・金融・調達支援等）を重点的に投じている又は投じようとするなど優先順位が特に高い領域
- 技術ごとに、例えば、技術の先端性、優位性、国際的な競争環境の中での位置づけ、

¹ 戦略技術領域の特定について、イノベーション小委員会中間とりまとめにおいては、「内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI）や内閣官房国家安全保障局（NSS）等と連携しつつ、戦略技術領域及びその一貫通貫の支援策のあり方について検討する。その際産業界等のステークホルダーから意見を聴取するとともに、経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性（学術的・産業的な強み）、社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造等の観点から検討を行う。」とされ、具体的施策として、「量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業の研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化」とされた。

研究開発に伴うリスクなど、重視すべき観点は異なり得る。したがって、技術の特性等に応じて必要な政策措置が判断されるものであり、仮に新類型の対象とならない技術であったとしても、国家として重要な技術と位置づけられる場合もある。

- 新類型を執行するためには、企業が行う研究開発が戦略技術領域に該当しているかの判定が必要となり、当該判定に当たっては、確認行為が必要になると考えられる。この際、税制の適切な執行を前提に、企業実務や予見可能性向上の観点も踏まえ、官民の事務負担をなるべく軽減する制度とすべきであり、戦略技術領域であるか否かの判断基準、措置期間、入替えの程度、確認行為に要する期間などについて、なるべく分かりやすく示すことが有効であると考えられる。なお、戦略技術領域の選定に当たっては、戦略技術領域に該当しているかの判断が相対的に容易であるなど、簡素な制度として執行できるかを加味して検討することが有効であると考えられる。
- なお、イノベーションは予測できないものであり、「科学とビジネスの近接化」の時代においても、民間の創意工夫を引き出しながら、技術領域に関わらずに適用を受けられる現行の一般型の重要性は不変であり、熱心に研究開発に取り組む企業への予見可能性確保等の観点からも、措置を継続することは有効であると考えられる。

（２）中堅企業を巡る論点

- 中堅企業（常時使用する従業者の数が 2,000 人以下の会社等（産業競争力強化法上の中小企業者を除く）。中堅企業のうち非製造業の割合は 74%と大企業（中堅企業除く）の 53%に比べて高い）は、過去 10 年間ににおける国内法人と海外現地法人の売上高の伸び率は大企業を上回っており、また同期間の国内における設備投資や人材教育投資の伸び率や増加金額も大企業を上回っている。
- また、中堅企業は、研究開発に熱心に取り組む企業と労働生産性の間に正の相関があるが、研究開発費を大企業ほど増やせていない現状がある。
- こうしたことから、研究開発に熱心に取り組む中堅企業に対し、大企業より高いインセンティブを講じることは有効であると考えられる。

（３）中長期的な研究開発投資促進を巡る論点

- 企業の研究開発は、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いものであり、企業に中長期的な研究開発投資を促す上で、税額控除を受けられる額の予見可能性を高めることは重要である。
- 我が国では、研究開発税制に控除上限が定められており、2003 年から 2015 年の間、控除上限の制約の中で繰越控除制度を導入していた。現在は繰越控除制度などを導入していないが、OECD 加盟国の多くの国が繰越控除制度などを導入して、控除額の制約を緩和している。その利点を活かし、予見可能性を高める上では、控除上限の引き上げについて継続的に検討を進めていくことが有効であると考えられる。
- 一般的に企業は、投資に係る費用や期待収益を現在価値に引き直して検討し、投資の

意思決定を行っている。研究開発税制の適用は投資プロジェクトの費用を低減させる効果があるため、適用額が大きいほど前向きな投資判断を行いやすくなる。

- 現行の研究開発税制では、例えば、仮に投じた試験研究費の金額が同じ場合でも、短期的に利益を圧迫するほど試験研究費を増やした場合では、税制の適用額が小さくなると見込まれる。急に利益が出なくなる、大きな投資を行うなどにより控除上限に当たるなどの場合でも、税額控除制度の導入により、投資の増加の規模感を抑えるといった動きを回避することが期待できるため、予見可能性を高め、企業の投資を促す効果があると考えられる。
- また、法人税から一定額を控除する減税措置において、法人税に対する控除上限額よりも控除額の方が大きい場合に、その差額の全部又は一部を現金等で給付する仕組みである **Refundable Tax Credit (RTC)** 制度を導入している国もある。RTC 制度も、繰越控除制度と同様に、予見可能性を高め、企業の投資を促す効果があると考えられるが、我が国において、研究開発税制以外も含め RTC 制度を導入した実績はなく、実施のためには制度面での検証や実施体制の整備などが必要となる。また、RTC 制度を導入している国の中には、不正抑止対策等も含め、繰越控除制度に比べ、官民ともに執行コストが大きくなっているところもある。
- こうしたことを踏まえ、我が国において、企業の予見可能性を高めるとともに、国際的なイコールフットィングを図るため、諸外国が導入している繰越控除期間や我が国の繰越欠損金制度等も踏まえ、繰越控除制度を導入することが有効であると考えられる。RTC 制度については、今後、中長期的に検討すべきであり、そのためにも、制度面や実施体制などの検討を深めていくべきである。

(4) 大学等の拠点化を巡る論点

- 「科学とビジネスの近接化」の時代であり、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することの重要性が高まっている。
- オープンイノベーション型の中に「特定大学等戦略研究拠点との共同・委託試験研究」（仮称）を追加し、高控除率といったインセンティブ性を高めることにより、我が国にとって戦略的に重要な技術領域の研究開発を行っている大学・国研等における「戦略研究拠点」との産学連携等を一層促進させることは有効であると考えられる。これにより、企業が大学・国研等の知見を活用した研究開発を実施できる効果があるのはもちろんのこと、大学・国研等が産学連携等により得られた資金を戦略的に再投資することで、研究に携わる人員や設備等の研究環境を充実させ、大学・国研等の研究力強化・成長に向けた好循環が期待できる。
- 「戦略研究拠点」の選定に当たっては、確認行為が必要になると考えられる。選定にあたっては、研究力、国際性、成長性、研究環境といった観点を考慮すべきである。この際、税制の適切な執行を前提に、官民の事務負担をなるべく軽減する制度とすべきである。

- オープンイノベーション型における既存の「特別研究機関、大学等との共同・委託試験研究」も含め、制度の運用実態に応じ、共同研究契約書の総額を税額控除の対象費用とするとともに、大学・国研等における手続き体制等の整備を前提に、共同研究に要した費用に関する税理士、監査法人等の第三者確認を不要とする等の手続きの合理化を検討し、措置することが有効であると考えられる。これにより、企業と大学・国研等の双方の事務負担を合理的に軽減できるとともに、大学・国研等の高い研究力や研究成果等への企業が支払う対価の適正化を図り、将来の設備・人的投資への準備、大学研究者へのインセンティブの設定など戦略的な資源配分を行うことが可能となる等の効果が期待できる。

(5) 高度な研究開発人材の活用を巡る論点

- オープンイノベーション型の現行の「高度研究人材の活用に関する試験研究」は、質の高い研究開発を促進し、革新的なイノベーションを生み出す観点から、価値を創造する高度研究人材を企業が積極的に活用することを後押しするために創設された。
- 実際に企業における高度研究人材の活用は進みつつあり、企業の人事担当者の 97.3% が博士人材についてパフォーマンスの高さを実感しているという調査もある。よって企業が高度研究人材を積極的に採用・育成し、革新的イノベーションを生み出すために本措置を継続することは有効であると考えられる。
- しかし、本措置について、
 - ① 研究テーマの社内外への公募要件は、チームによる研究の場合に高度研究人材からの提案であることの特定が困難であること
 - ② 「博士号取得 5 年以内」や「他の事業者で 10 年以上研究業務に従事している事」等の要件は、博士号の個人取得は、本人申告に依存して税額控除申請時に経理部門が適切に把握できない場合があることや、博士号取得の価値が 5 年であるというメッセージと誤解されてしまう恐れがあること
 - ③ 人件費の増加要件は、不確実性の高い採用活動において、毎年継続的に採用数を増やさなければ達成困難であることや、全社的に積極的な賃上げを実施する企業にとっては、さらに高水準の賃上げを求められる高度研究人材の採用は計画通りに進まないことがあり、達成が困難であること
 等の課題が指摘されており、さらなる高度研究人材の採用の促進を図り、より多くの高度な研究開発人材が産業界の成長分野で活躍できるような環境を整備するという観点から、現行の要件を緩和することが有効であると考えられる。
- 現行制度では、高度研究人材の育成費用（博士課程修学費用）は特別試験研究費の対象外であるが、企業の研究開発における高度研究人材のさらなる活用のため、博士課程へ社員を派遣した場合の人件費、授業料等や、高度研究人材の教育訓練費へ対象を拡大し、採用のみならず育成を促進することが有効であると考えられる。

(6) 試験研究費の対象範囲を巡る論点

- 研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について、これまで「ソフトウェアの適用拡大」、「サービス開発の対象追加」、「一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化」等の見直しを実施してきたが、事業者に浸透していない可能性や詳細条件の判断が難しいと考えられている可能性があり、普及・浸透に向けた更なる取組が必要である。
- 加えて、近年、文理融合・学際融合が進む中、製造業・非製造業ともに「自然科学に係るもの」の判断が難しくなっている可能性があるため、必要に応じ、実態等を踏まえた対応を講じることが有効であると考えられる。

(7) 研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点

- 今後、研究開発税制の効果検証（EBPM）については、ロジックモデルを整理して進めることは有効であると考えられる。
- その際、研究開発税制は、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的に、民間研究開発投資額の維持・拡大を促す仕組みであり、研究開発投資額を効果の指標としていることを踏まえて行うことが有効であると考えられる。
- 研究開発の「質」についても考慮すべきであるとの観点があるが、必ずしも明確な基準がないこと、各国の研究開発税制も基本的に「量」（投資額）に対する効果を期待していること、特許については業種や業界によって重要性が異なり、意図的に出願をしないケースもあることなど、留意すべき点も多く、「質」に与える効果の測定は難しい点に留意する必要がある。その上で、ロジックモデルを構築する際に、研究開発投資額の拡大によってもたらされることが考えられる特許件数、研究開発に携わる研究者数の増加（我が国の研究開発に係るストックの拡大）を勘案し、「質」にも踏み込んだ効果検証に踏み出すことを検討することが有効であると考えられる。
- 更に、EBPMを高度化する上で、統計情報やヒアリング情報、今回措置を検討している事業者等の確認行為によって得られる情報、税務データの一部を利用できる場合はそのデータなどを活用し、どういう分析を行うべきか検討を行うことが重要である。例えば、税制が企業の意思決定を後押しするインセンティブになっているかなどを分析する上で、エビデンスレベルの高いコントロール群の創出は重要であり、資本金別のデータ取得や新類型により取得するデータと公表データを組み合わせた分析などを行うことは有効であると考えられる。また、企業負担も考慮すべきであり、なるべく税務データを活用することが有効であると考えられる。
- 効果測定においては、研究開発の特性を踏まえ、中長期的な視点で行うことが、より有効であると考えられる。
- EBPMをより良いものとするためには、検討の早い段階から専門家にも参画してもらい、学術的な観点も含め、検討を進めていくことが有効であると考えられる。

(8) その他の検討事項について

- 研究開発費に占める海外委託費等の割合が増加し、国際的な研究開発サービス収支も赤字が続いている。我が国をイノベーションの拠点とする観点から、国内における研究開発投資の拡大や国内の研究開発拠点の強化を検討することが有効であると考えられる。
 - 上記に記載している点も含め、研究開発税制の適切な執行を前提とした簡素な手続きや、産業界の研究開発の実態を踏まえた「専ら」要件等について、継続的に検討を進めていくことが有効であると考えられる。
3. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の在り方の検討について
- イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）は、イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、令和 6 年度税制改正により創設が決定し、その後の詳細制度設計を経て、令和 7 年 4 月 1 日から施行した。引き続き、制度の周知・広報などを通じて、産業界による活用促進を図るべきである。
 - 一方、令和 6 年度税制改正要望時には、本税制の対象範囲に、対象知財を組み込んだ製品・サービスの売却益や実用新案権等を含めていたが、措置には至らなかった。
 - イノベーションボックス税制については、「イノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う」（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版、令和 7 年 6 月 13 日、閣議決定）とされている。
 - 対象範囲については、産業界において、対象知財を組み込んだ製品・サービスの売却益に関するニーズがあると考えられる。また、産業界からは活用を想定して下記の利便性向上に関する指摘があった。
 - ① 経過措置期間後における、令和 7 年 4 月以前に研究開発が完了している場合の取扱い
 - ② 合併、分割といった企業再編で承継した知財の取扱い
 - ③ 実用新案権等その他知財の取扱い
 - ④ グループ内の別企業に知財を集約させ、当該別企業が第三者に譲渡・ライセンスする場合の取扱い
 - ⑤ グループ内の別企業が研究開発資金を提供している場合の取扱い
 - ⑥ グループ内の別企業からの知財所得の取扱い
 - ⑦ 研究者が大学での研究成果として取得した知財を起業したスタートアップでライセンス・譲渡する場合の取扱い
 - ⑧ 複数の知財が含まれる契約やクロスライセンス契約の取扱い
 - ⑨ 中小企業の事務負担を考慮した、中小企業向け特例措置の取扱い
 - これらの見直しが実現すれば、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しするというイノベーション拠点税制の目的を更に強化しうる

ため、検討を加速し、必要な事項の早期見直しを実現すべきである。この際、執行可能な制度の構築が重要になり、特に、対象知財を組み込んだ製品・サービスの売却益の追加の実現にとっては必須となると考えられる。具体的には、移転価格税制の考え方を活用し所得を決定する制度を構築する必要があると考えられるため、産業界や専門家等の協力も得て、現実的な制度を構築する必要があると考えられる。検討と平行して、適切なタイミングで、OECD と BEPS ルールに準拠しているかの相談や税務当局と税務当局が執行可能と考えられるものかの相談などが必要になると考えられる。

- こうした検討には一定の時間を要すると考えられる一方で、必要な見直しは迅速に行うべきである。日本企業の利便性向上に関するニーズ①「経過措置期間後における、令和 7 年 4 月以前に研究開発が完了している場合の取扱い」に関する見直しが必要となる令和 9 年度税制改正要望において、これらの必要なニーズの実現に向け、来年春頃には制度案を構築すべく、検討を加速すべきであると考えられる。

4. オープンイノベーション促進税制の在り方の検討について

- 政府は 2022 年 11 月に「スタートアップ育成 5 か年計画」を策定し、資金供給の拡大や海外展開等を通じた事業拡大等の支援を推進してきた。この結果、スタートアップ数等は増加しスタートアップ・エコシステムの裾野は着実に拡大している一方で、スタートアップの対 GDP 比の資金調達額などスケール化は諸外国と比べて低い水準にある。このため、更なる成長資金の供給強化、買収や合併等の M&A 促進や未上場スタートアップ株式の流動性向上等による出口戦略の多様化等に取り組み、スタートアップ・エコシステムを本格形成する必要がある。
- 新規出資型に関して、事業会社によるスタートアップへの投資を促進し、スタートアップにとって更なる成長のための資金を獲得することは重要であり、これまでこの新規出資型により後押しを行ってきた。
- M&A 型に関しては、大企業や既に成長したスタートアップ等の事業会社と、スタートアップの連携を効果的に促し、またスタートアップ等の出口を多様化する観点から、現行制度においてインセンティブが措置されていない吸収合併や 50%以下の発行済株式の取得等を対象とすることで、オープンイノベーションを促進することができるため、これらを措置することが有効であると考えられる。

5. 海外投資家の外国組合員特例税制（PE 課税特例）の在り方の検討について

- 上記 4. のとおり、我が国のスタートアップのスケール化は諸外国と比べて低い水準にあるところ、我が国からグローバルに活躍するスタートアップを生み出すためには、グローバル・エコシステムとの連結を促進し、投資金額が大きくグローバルなネットワークを有する海外投資家の日本への呼び込む環境及び体制を強化することが重要である。
- 他方で、海外投資家による国内ファンドへの LP 出資に係る所得に対する課税につい

て、米国・英国・シンガポールでは、通常、非課税とされており、日本の課税制度との間に差異がある²。

- また、PE 課税特例の要件や手続については、
 - ① 持分割合の上限（25%）を定める要件のため、チケットサイズの大きい海外投資家による LP 出資を受けることが難しい
 - ② LP に通常認められている承認行為等まで事実上禁止されている
 - ③ 国内 LPS への投資につき 1 つでも特例要件を満たさない場合、他の国内 LPS についても特例を適用できない
 - ④ LP に特例申告の手続きをしてもらうことが困難である
 - ⑤ 事業譲渡類似株式の譲渡益課税の特例に関する手続きと二重で手続きが発生する等の課題が指摘されている。
- 海外投資家による投資の障害にならないように、予見可能性の見地から、諸外国の制度とのイコールフットィングを確保することが重要であり、PE 課税特例について、実態に沿わない要件や手続を見直すことが有効であると考えられる。

² 米国では、米国内で trade or business に従事する外国法人について課税（§ 882(a)(1)）される場所、Dealer（投資ファンドは通常 Dealer とは取り扱われない。）ではない者による有価証券 trading は trade or business から除外されている（§ 864(b)(2)(A)(ii)）。また、過去の判例により、単なる投資は trade or business ではないと扱われている。英国では、過去の判例に基づき、頻繁に有価証券売買を行わない PE ファンドや VC ファンドの活動は通常“trading”ではなく“investing”であると解されているため、PE ファンドや VC ファンドの GP が英国内に所在したとしても、そのことによって、外国法人 LP が英国内の恒久的施設を通じて trading を行っているものとして、外国法人 LP が英国課税に服することはない。シンガポールでは、ファンドの所得についての非課税制度を導入している。当該制度では LP に届出義務等がない。

<参考1>

研究開発税制等の在り方に関する研究会委員等名簿

(敬称略)

<委員>

(令和7年7月30日時点)

(座長)

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部 教授

(委員、五十音順)

荒井 恒一 日本商工会議所 理事・事務局長

井上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事

牧 兼充 早稲田大学 大学院経営管理研究科 准教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科 教授

<オブザーバー>

(五十音順)

大野 英男 経済産業省特別顧問 (科学技術担当)、東北大学 総長特別顧問

益 一哉 国立研究開発法人産業技術総合研究所 G-QuAT センター長 (元東京工業大学学長)

(業界団体、五十音順)

上野 剛史 一般社団法人日本知的財産協会 専務理事

内山 俊一 一般社団法人日本鉄鋼連盟 専務理事

河崎 雅行 日本製紙連合会 常務理事

笹岡 賢二郎 一般社団法人ソフトウェア協会 専務理事

進藤 秀夫 一般社団法人日本化学工業協会 専務理事

鈴木 英夫 石油連盟 専務理事

関 聡司 一般社団法人新経済連盟 事務局長

田川 和幸 一般社団法人日本機械工業連合会 副会長兼専務理事

中嶋 哲也 一般社団法人日本電機工業会 専務理事

長尾 尚人 一般社団法人電子情報技術産業協会 専務理事

松永 明 一般社団法人日本自動車工業会 副会長兼専務理事

森 和彦 日本製薬工業協会 専務理事

(関係府省庁)

永澤 剛 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 参事官 (イノベーション推進担当)

館 圭輔 復興庁福島国際研究教育機構室 参事官

松井 正幸 総務省国際戦略局技術政策課 課長

石川 貴史 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発戦略課 課長

安中 健 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 課長

小林 保幸 農林水産技術会議事務局研究推進課 課長

森 喜彦 中小企業庁経営支援部 参事官 (技術・経営革新担当)

奥田 晃久 国土交通省大臣官房技術調査課 課長

奥村 暢夫 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 室長

伊藤 和己 防衛装備庁装備政策部装備政策課 課長

<参考2>

開催実績

第1回 日時：2025年5月2日（金）15:00 ～ 17:00

- 議事：(1) 研究開発税制を取り巻く現状について
(2) 中堅企業の研究開発について
(プレゼンテーション)
早稲田大学 宮川教授

第2回 日時：2025年5月26日（月）10:00 ～ 12:00

- 議事：(1) 本研究会の研究開発税制に係る主な論点について
(2) 戦略分野を巡る論点（案）について
(プレゼンテーション)
日本経済団体連合会 井上委員
(3) 大学等の拠点化を巡る論点（案）について
(プレゼンテーション)
大阪大学 北岡教授

第3回 日時：2025年6月30日（月）10:00 ～ 12:00

- 議事：(1) 高度な研究開発人材の活用を巡る論点（案）について
(プレゼンテーション)
(株) 島津製作所 中西採用グループ長
(2) 中長期的な研究開発投資促進を巡る論点（案）について
(プレゼンテーション)
新経済連盟 関オブザーバー
一橋大学 吉村委員
(3) 試験研究費の対象範囲を巡る論点（案）について

第4回 日時：2025年7月9日（水）9:30 ～ 11:30

- 議事：(1) 研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点（案）について
(プレゼンテーション)
早稲田大学 牧委員
(2) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の論点（案）について
(プレゼンテーション)
日本経済団体連合会 井上委員
日本商工会議所 荒井委員
(3) スタートアップへの成長資金供給等に係る税制の論点（案）について
(プレゼンテーション)
早稲田大学 牧委員
日本ベンチャーキャピタル協会 郷治代表理事

第5回 日時：2025年7月30日（水）13:30 ～ 15:00

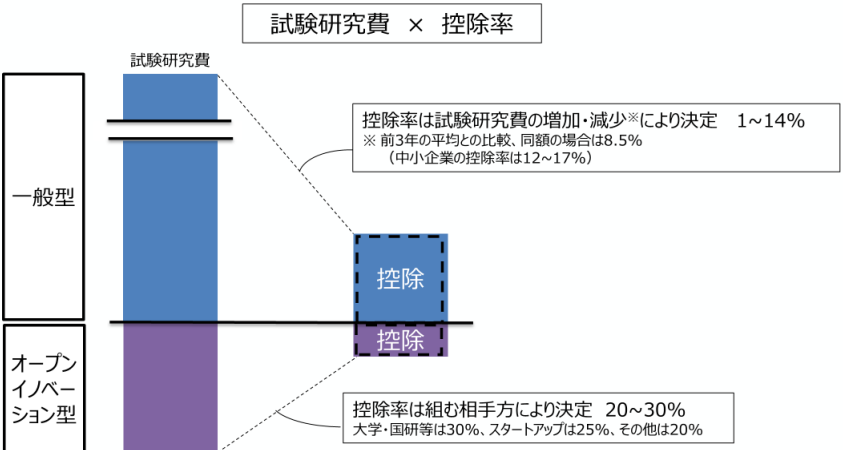
- 議事： 中間取りまとめ（案）について

< 参考 3 >

○ 研究開発税制の概要

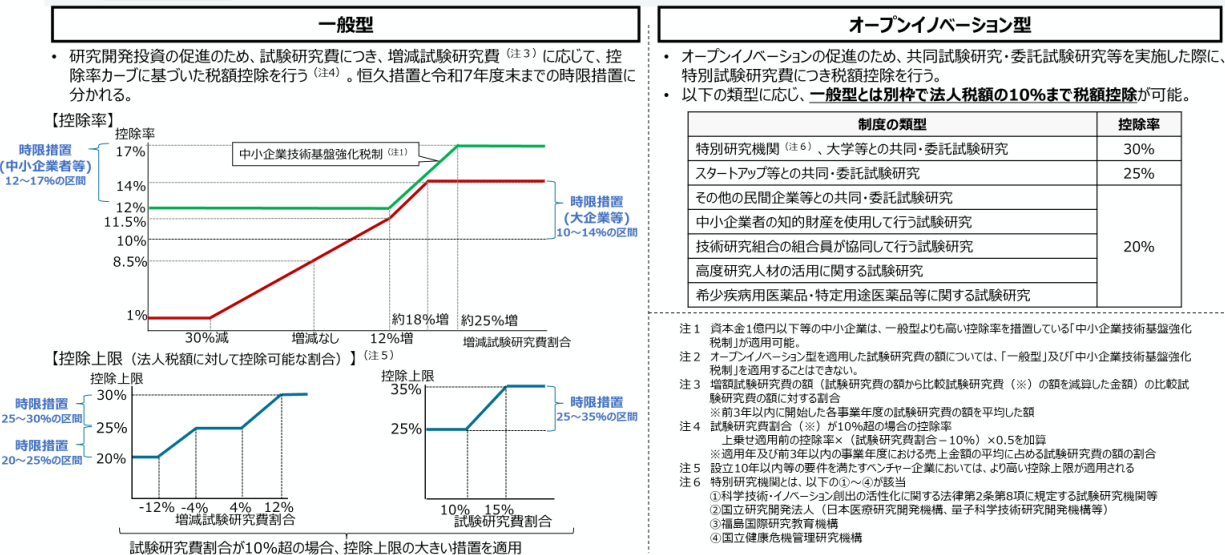
1. 研究開発税制の概要

- 研究開発税制は、**試験研究費の一定割合を法人税額から控除**できる制度。
- 大きく分けて、**一般型、オープンイノベーション型**の2つの制度が存在。
- 試験研究費のうち、法人税額から控除できる割合（**控除率**）と、法人税額のうち、控除できる上限（**控除上限**）については、**一定の条件により変動**※する仕組み。
※控除上限は、原則、法人税額の25%（試験研究費の増加・減少に応じた変動などにより最大で60%）。



(参考) 研究開発税制の詳細

- 研究開発税制は、**研究開発投資の維持・拡大**や、**オープンイノベーションの促進**を目的に、**研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除**できる制度。
- **研究開発投資の全体額に適用可能な一般型**（注1）と、**2者以上が関わる共同研究等において適用可能なオープンイノベーション型**（注2）が存在。

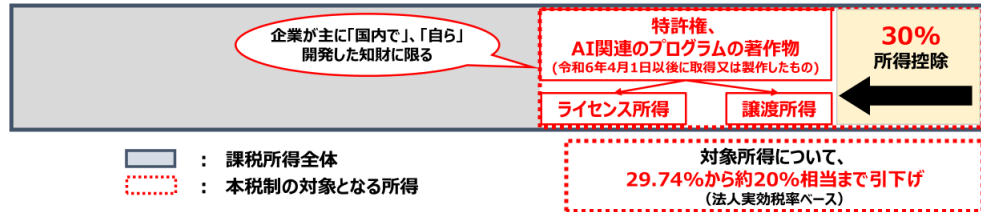


○イノベーション拠点税制の概要

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- イノベーションの国際競争が激化する中、**研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的として、イノベーション拠点税制を創設し、**2025年4月1日から施行**。
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国での導入・検討**が進むなど、研究開発税制といったインプット等に対するインセンティブだけでなく、イノベーションボックス税制による**アウトプットに対するインセンティブの導入**が進んでいる。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ



- イノベーションボックス税制を導入している国では、製品売却益を本税制の対象としている国もある。
- 日本の本税制の対象範囲の見直しについては、令和6年度税制改正大綱では「制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する」とされている。

	日本 (2025～)	シンガポール (2018～)	英国 (2013～)	オランダ (2007～)	ベルギー (2007～)	フランス (2001～)
対象となる 所得	・ライセンス所得 ・譲渡所得	・ライセンス所得 ・製品売却益	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益 等	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益 等	・ライセンス所得 ・譲渡所得

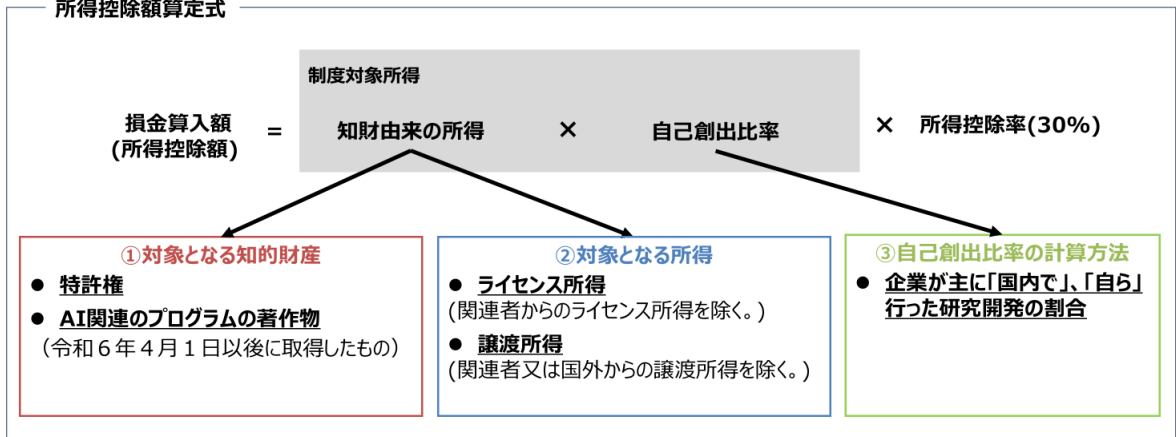
(参照資料) 各国政府等のホームページから情報を整理

イノベーション拠点税制の詳細制度（全体像）

- 租税特別措置**として、措置期間は2025年4月1日から**7年間**。
- 経済産業省のホームページ**において、**制度詳細（法令・ガイドライン等）を公表**（「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）」について）。

(当該HPのURL : https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html)

所得控除額算定式



○オープンイノベーション促進税制の概要

オープンイノベーション促進税制の概要

- 国内の事業会社が、オープンイノベーションにより新事業開拓・生産性向上を図ることを目的に、スタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除。

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】	
対象法人：事業会社 (国内事業会社又はその国内CVC)	スタートアップ (設立10年未満の国内外非上場企業※)
資金などの経営資源 ← 革新的な技術・ビジネスモデル →	
新規出資型 (R2年度創設)	M&A型 (R5年度拡充)
制度目的 スタートアップへの新たな資金の供給を促進し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社によるオープンイノベーションを促進	制度目的 スタートアップの出口戦略の多様化を図るため、スタートアップの成長に資するM&Aを後押し
対象株式 新規発行株式	対象株式 発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得上限額 50億円/件	株式取得上限額 200億円/件
年間500億円/社	
株式取得下限額 大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	株式取得下限額 5億円/件
所得控除 取得株式の25%を所得控除	所得控除 取得株式の25%を所得控除
将来の益金算入 3年経過後の株式譲渡等の場合 益金算入不要	将来の益金算入 5年経過以降も株式譲渡等の場合 益金算入

※売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象
 ※発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等にも、所得控除分を一括取り戻し

成長要件の全体像

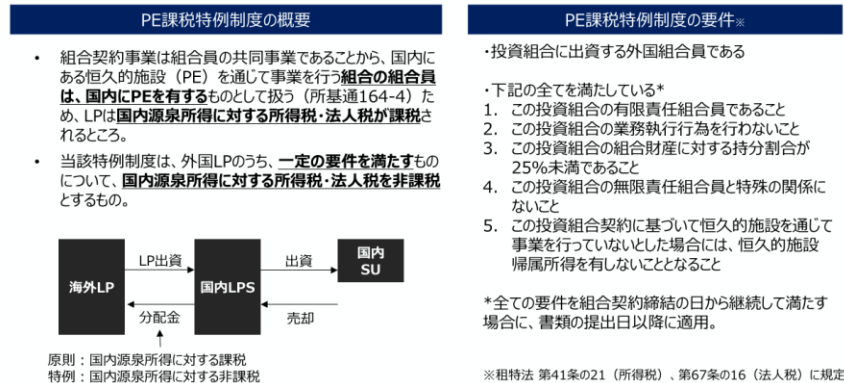
- M&A後、5年以内にスタートアップが成長要件を達成した場合、所得控除を継続して受けられる。
- スタートアップの成長段階に応じ④売上高成長、⑤成長投資、⑥研究開発特化の3類型。

類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
④ 売上高成長類型	—	—	● 売上高 ≥ 33億円 ● 売上高成長率 ≥ 1.7倍
⑤ 成長投資類型	● 売上高 ≤ 10億円 ● $\frac{\text{研究開発費} + \text{設備投資}}{\text{売上高}} \geq 5\%$	● 研究開発費 ≥ 4.6億円 研究開発費成長率 ≥ 1.9倍 又は ● 設備投資 ≥ 0.7億円 設備投資成長率 ≥ 3.0倍	● 売上高 ≥ 1.5億円 ● 売上高成長率 ≥ 1.1倍
⑥ 研究開発特化類型	● 売上高 ≤ 4.2億円 ● $\frac{\text{研究開発費}}{\text{売上高}} \geq 10\%$ ● 営業利益 < 0	● 研究開発費 ≥ 6.5億円 ● 研究開発費成長率 ≥ 2.4倍 ● 研究開発費増加額 ≥ 株式取得価格の15%	—

○PE 課税特例の概要

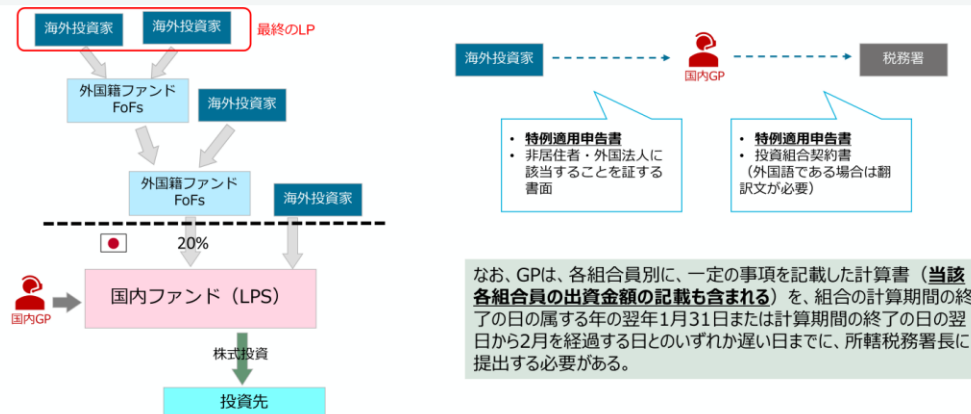
投資組合のPE認定と外国組合員に対する課税の特例（PE課税特例）

- 日本にGPがいるファンドに対して、海外投資家（非居住者・外国法人）がLP出資する場合、「組合契約事業（中略）は、組合員（中略）の共同事業であるから、組合員である非居住者が恒久的施設を有する非居住者に該当するかどうかについては、各組合員がそれぞれ組合契約事業を直接行っているものとして判定する」（所得税基本通達（所基通）164-4）との考え方から、**ファンドを通して得た所得は恒久的施設（PE）を介して得た所得とみなされる。**
- 他方で、その際、当該投資家のうち、**一定の要件を満たす者については、国内源泉所得に対する所得税・法人税を非課税とするPE課税特例制度**がある。平成21年度改正で創設。



（参考）PE課税特例制度の申告手続について

- 本特例の適用を受けようとする外国LP（LPがファンドオブファンズの場合は、非居住者・外国法人たる最終のLP）は、**特例適用申告書を提出することが必要**になっている。その後、申告内容の**変更時**、及び**5年経過時**にも提出が必要。
- 令和5年の日本証券業協会（日証協）等からの事務連絡により、外国LPとGPの間で代理人契約が締結されている場合には、**GPが代理申告を行うことができる**と整理。



（参考）事業譲渡類似株式の譲渡益課税について

- 日本に恒久的施設を有しない海外投資家が日本企業の株式を譲渡した場合、**原則として譲渡益は非課税とされるが、一定期間内に日本企業の株式の25%以上を所有し、その株式を年間5%以上譲渡した場合には、その株式譲渡益について課税され、日本での申告義務を負う。**
- 平成21年度の税制改正によって、一定の要件（下記）を満たす場合には、**組合を一体として判定するのではなく、組合員単位で判定すること**とされた。

事業譲渡類似株式の譲渡益課税

日本にPEを有しない海外投資家（投資組合含む）が日本企業の株式を譲渡した場合、原則として譲渡益は非課税とされるが、下記の条件に当てはまる場合には譲渡益について課税され、日本での申告義務を負う。

- 一定期間内に日本企業の株式の**25%以上を所有し、その株式を年間5%以上譲渡した場合（25%・5%ルール）**

特例要件（組合員単位での判定）

- 原則、上記ルールは投資組合（ファンド等）単位での判定となるが、組合員である海外投資家が以下2要件のいずれかを満たせば組合員単位での判定となる。（H21税制改正）
- 「PE課税特例」を満たす場合
 - 過去3年の投資組合契約を締結している期間を通じて、当該組合員が「LPであること」「業務執行行為を行わないこと」「内国法人株式の保有割合が25%未満であること」を満たす場合